

令和8年6月30日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 松村 孝典

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 件名 施業実施計画図作成用テンプレートの改修
※詳細については別紙仕様書を参照
- 2 履行期限 令和8年9月30日
- 3 納入検査場所 群馬県前橋市岩神町四丁目16-25
関東森林管理局 計画課
- 4 見積書等提出日時・場所
・日時 令和8年7月10日（金）15時00分まで
・場所 〒371-8508 群馬県前橋市岩神町四丁目16-25
関東森林管理局 経理課 企画係
※郵送による提出を認めます。
- 5 提出書類 ・見積書
(見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付をご記入下さい。
見積書は封緘の上ご提出下さい。)
・下記8の資格を証明できる書類の写し。
※持参・郵送する場合は上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「(案件名) 見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出してください。
- 6 契約の締結日 見積採用の日から7日以内
- 7 契約条件等 別紙「契約書」のとおり
- 8 必要な資格等 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、関東・甲信越地域の競争参加資格(「役務の提供等」)を有する者であること。
- 9 その他 参加希望者は見積書等提出期限の前日まで現地確認が可能です。訪問を希望する場合は下記担当者へお問い合わせください。
見積書を提出した場合は「契約書」及び「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を承諾したものとみなします。

(担当:計画保全部 計画課 企画係)
(TEL:027-210-1170)
(MAIL:ks_kanto_keikaku@maff.go.jp)

20,000分の1テンプレート改修業務仕様書

1. 適用範囲

(1) この仕様書は、次の作業に適用する。

国有林野施業実施計画図(以下「施実図」という。)20,000分の1テンプレート改修に係る一切の作業。

2. 使用する規程等

(1) 本作業は、林野庁経営企画課が調製した20,000分の1テンプレートについて、関東森林管理局職員にて運用、管理をできるよう本仕様書に基づき実施するほか、本仕様書に定めのないものについては、「国有林野管理経営規程」、「国有林野森林図式及び同適用(以下「図式」という。)」に基づき、施実図用に表示および書式を設定したテンプレートを使用し、既に整備済みの森林基本図GISデータを用いて保安林等の外周線データを作成して、現行の施実図と同等の表示、設定等の改修を行うものとする。

(2) 前項の規程等によるほか、森林基本図データについては、「森林計画図面に係る作成作業に関する実務者マニュアル」「補足資料」によるものとする。

3. 納入場所及び納期日

関東森林管理局 計画保全部 計画課: 令和8年9月30日(水)

4. 貸与する資料及び物品

貸与品については、資料等を無償で貸与するほか、当該業務以外の目的に使用してはならないものとし、発注者の求めに応じ常にその管理状況を明らかにするとともに、本業務が完了又は資料等が必要なくなったときは、速やかに貸与品を返納するものとする。

(1) 森林基本図GISデータ(Shape File形式)

対応する施実図については以下の関東森林管理局ホームページからダウンロードも可能。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/map/index.html>

(2) 森林調査簿、樹種別調査簿データ:2種(CSV形式)

(3) 森林情報任意抽出ツール

(4) 小班区画属性情報追加システム(ArcGISProアドイン)

(5) 整合チェックツール

(6) 内部設定調整済ArcGISPro用テンプレート及び森林図式フォント

(7) 実務者マニュアル及び補足資料

(8) 成果品データを格納するための外付けハードディスク

(9) その他、上記以外に必要な資料、物品がある場合は発注者と協議すること

5. 作製概要

(1) 20,000分の1施実図テンプレート

貸与する森林基本図GISデータを森林計画区単位にてJGD2000平面直角座標系で展開し、既存の20,000分の1施実図テンプレートを調整するとともに、国有林野区域内の森林区画線、地形(水部・等高線)及び道路(林道・作業道・歩道)等の必要事項を国有林野施業実施計画図データ作製要領に基づき、図形、名称等を表示調整し、図面毎の整飾を整備して施実図データを公表用PDFの作成までを職員が調整できるように改修する。

(2) 改修に使用するソフトウェアは、ESRI(Environmental Systems Research Institute, Inc.)が提供するArcGISPro(管理局で運用しているVer3.3.0を使用)とする。なお、20,000分の1施実図テンプレートは、ArcGISProで加工・修正できるものとする。

(3) 本業務で改修した20,000分の1施実図テンプレートの利用方法を記載したマニュアルを作成し、マニュアルを元に森林管理局内にて実技講習(半日程度)を納入期限までに行い、職員が運用できるものとする。

6. 成果品一覧

本業務における納入成果品は以下のとおりとする。

(1) 20,000分の1テンプレート改修業務

① 20,000分の1施実図テンプレート	1式
② ラベル表示制限抽出ツール(EXCEL形式)	1式
③ 外周線処理ツール	1式
④ 利用マニュアル(PDF形式及びWORD形式)	1式
⑤ 貸与資料	1式

7. 施工管理

(1) 各作業の工程ごとに、工程管理、精度管理、品質管理を十分に行うものとする。

(2) 図面精度向上においての技術支援(業務内で発生した質疑応答、改修したテンプレートを用いた講習を半日程度)を納入期限までの間に行い、隣接計画区等の整合性を担保すること。

(3) 貸与を受けた資料・データは厳重な管理を行い、納入後に返納することとし、複製はしないこと。なお、返納時に「貸与品返納書」(別紙1)に必要事項を記載の上、納入場所へ提出すること。

(4) 編集作業に必要な機器は受注者が用意し、作業環境を構築すること。基本図GISデータの編集に関する手法の説明については、貸与する実務者マニュアルに代えることとする。

(5) 中間検査及び完了検査後、検査報告書を作成し、提出すること。

(6) 検査員は、完了検査に当たって、当該業務に係わる業務担当員の立会いのもとに検査を行うものとする。なお、検査に当たり必要と認めるときは、受注者又は業務担当員に対して、履行状況や関係資料について事実の説明を求め、修正が必要な場合には修正させることができるものとする。

8. 著作権等の扱い

- (1) 成果品に関する著作権は、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権又は所有権(以下「著作権等」という。)は、関東森林管理局が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作権等(以下「既存著作権等」という。)は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が該当既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9. 環境負荷低減への取組

受注者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

10. その他

この仕様書又は図式に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、実施する。

(案)
請負契約書

1. 件名 施業実施計画図作成用テンプレートの改修業務

2. 仕様

3. 契約金額 ￥ . -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ￥ . -)

4. 納入期限 令和8年9月30日

5. 納品場所・数量 仕様書のとおり

6. 契約保証金 免除

頭書第1号に掲げる件名につき注文者を甲とし、請負人を乙として、頭書第2号から第6号まで及び下記条件により物品製造契約を締結し、契約書に双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号
支出負担行為担当官
関東森林管理局長 松村 孝典

乙

条 件

(総則)

第1条 乙は、仕様書に定める規格・仕様に従い、甲の注文する標記物件を誠実に作成して指定期日までに指定場所に納品するものとする。

(権利義務及び委任譲渡の禁止)

第2条 乙は、この契約によって生ずる一切の権利及び義務を第三者に委任又は譲渡してはならない。

(納入の届出及び検査)

第3条 乙は、物品を納入したときは、甲に対し納入の届出をするものとし、甲は、納入の届出を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、物件を納入したときは、品質、規格、数量等に関し甲（甲の指定する職員を含む。以下同じ）の検査を受けこれに合格した時をもって引渡を完了したものとし、このときをもって所有権は甲に移転するものとする。

3 乙は、前項の検査の結果不合格のものがあつたときは、甲の指示に従い返戻、引換を要求されても異議を申し立てないものとする。

(支払)

第4条 乙は、第3条による検査に合格したときは、支払請求書を甲に提出するものとする。甲は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(支払遅延の利息)

第5条 乙は、甲が約定期間に代金を支払わないときは、甲に対して遅延利息を請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、請求金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づく遅延利息率を乗じて計算した遅延利息の額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は、前項の規定にかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

(天災その他不可抗力による場合)

第6条 乙は天災その他不可抗力により、納入期限内に物件を納入することができないときは、その理由を詳記し、所轄官公署等の証明書を添付して、甲に納入期限の延長を請求することができるものとする。

- 2 甲は前項の場合において、その理由が正当と認めたときは納入期限を延長し、その旨を書面により乙に通知するものとする。

(納入期間の延長及び遅滞違約金)

第7条 乙は前条による場合を除き、納入期限内に物品を納入することができないときは、納入期限の前日までに、その事由を明らかにした書面により、納入期限の延期を甲に申し出て、甲の承認を受けるものとする。

- 2 乙は乙の責に帰する理由により、納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年3.0パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 3 甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。

(納品の変更、中止)

第8条 甲は必要がある場合には、契約数量、金額等について変更し若しくは納品を一時中止し、又はこれを打切ることができる。

- 2 前項の場合において、契約数量、金額、納入期限について変更のある場合には、甲、乙協議して、変更協定書を取りかわすものとする。
- 3 第1項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害額を補償しなければならない。その損害額については甲、乙協議して定めるものとする。

(契約不適合責任)

第9条 納品された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し本契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完(以下単に「履行の追完」という。)を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 甲が、契約物品の履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中契約物品を使用できなかったときは、甲は、当該履行の追完期間に応じて第7条第2項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。
- 4 甲は第1項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。
- 5 甲は、契約物品の種類又は品質に関する契約不適合が発見された場合は、発見後1年以内に乙に対して通知するものとする。
- 6 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(甲の催告による解除権)

第10条 甲は下記各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 乙が契約上の義務を履行しないとき、又は乙が契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 第3条による検査に合格しなかったとき。
- (3) 第9条第1項で規定する契約不適合が重大と認める場合又は乙が同項に規定する甲の請求に応じないとき。
- (4) 前三号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (5) この契約の履行に関し、乙に不正又は不誠実な行為があったと甲が認めたとき。

(甲の催告によらない解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が

著しく不健全と認められるとき。

- (6) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第 12 条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

第 13 条 甲は、第 11 条又は第 12 条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。

(甲の損害賠償請求等)

第 14 条 甲は、第 7 条第 3 項又は第 9 条第 4 項に規定する場合のほか、乙がその責務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、甲は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、甲は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 債務の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(乙の解除権)

第 15 条 乙は下記各号の一に該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に違約金を支払わないものとする。

- (1) 甲が第 8 条第 1 項により数量、金額等を変更し若しくは納品を一部中止し又は打切ったため、契約金額が 3 分の 1 以下に減少したとき。

- (2) 甲が第8条第1項により納品を一時中止したとき、中止期間が契約期間の3分の1以上に達したとき。
- (3) 甲がこの契約に違反した結果、物品納入が不可能となったとき。

(違約金)

第16条 第10条又は第11条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第15条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(解約時の支払)

第17条 甲は、この契約が解除となった場合、検査に合格した既納物品に対しては、検査数量に応じて計算した金額を乙に支払わなければならない。

(違約金の相殺)

第18条 この契約において、乙より甲に支払うべき債務が生じたときは、代金と相殺することができる。この場合、甲の収納すべき金額が乙の債権額を超過するときは、乙は当該金額を甲の指示するところに従い指定期限までに納付するものとする。

(校正)

第19条 校正は、仕様書に基づき乙の責任において行うものとする。仕様書に明示されていない事項又は疑義を生じたものについては申し出て甲の指示に従うものとする。

(契約外の事項)

第20条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲、乙協議して定めるものとする。

(契約に関する紛争の解決)

第21条 この契約について紛争を生じたときは、甲、乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第22条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第23条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(特約事項)

別紙1のとおり

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再

請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

20,000 分の1テンプレート改修業務仕様書

1. 適用範囲

(1)この仕様書は、次の作業に適用する。

国有林野施業実施計画図(以下「施実図」という。)20,000 分の1テンプレート改修に係る一切の作業。

2. 使用する規程等

(1)本作業は、林野庁経営企画課が調製した 20,000 分の1テンプレートについて、関東森林管理局職員にて運用、管理をできるように本仕様書に基づき実施するほか、本仕様書に定めのないものについては、「国有林野管理経営規程」、「国有林野森林図式及び同適用(以下「図式」という。)」に基づき、施実図用に表示および書式を設定したテンプレートを使用し、既に整備済みの森林基本図 GIS データを用いて保安林等の外周線データを作成して、現行の施実図と同等の表示、設定等の改修を行うものとする。

(2)前項の規程等によるほか、森林基本図データについては、「森林計画図面に係る作成作業に関する実務者マニュアル」「補足資料」によるものとする。

3. 納入場所及び納期日

関東森林管理局 計画保全部 計画課:令和8年9月30日(水)

4. 貸与する資料及び物品

貸与品については、資料等を無償で貸与するほか、当該業務以外の目的に使用してはならないものとし、発注者の求めに応じ常にその管理状況を明らかにするとともに、本業務が完了又は資料等が必要なくなったときは、速やかに貸与品を返納するものとする。

(1)森林基本図 GIS データ(Shape File 形式)

対応する施実図については以下の関東森林管理局ホームページからダウンロードも可能。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/map/index.html>

(2)森林調査簿、樹種別調査簿データ:2種(CSV 形式)

(3)森林情報任意抽出ツール

(4)小班区画属性情報追加システム(ArcGISPro アドイン)

(5)整合チェックツール

(6)内部設定調整済 ArcGISPro 用テンプレート及び森林図式フォント

(7)実務者マニュアル及び補足資料

(8)成果品データを格納するための外付けハードディスク

(9)その他、上記以外に必要な資料、物品がある場合は発注者と協議すること

5. 作製概要

(1)20,000 分の1施実図テンプレート

貸与する森林基本図 GIS データを森林計画区単位にて JGD2000 平面直角座標系で展開し、既存の 20,000 分の1施実図テンプレートを調整するとともに、国有林野区域内の森林区画線、地形(水部・等高線)及び道路(林道・作業道・歩道)等の必要事項を国有林野施業実施計画図データ作製要領に基づき、図形、名称等を表示調整し、図面毎の整飾を整備して施実図データを公表用 PDF の作成までを職員が調整できるように改修する。

(2)改修に使用するソフトウェアは、ESRI(Environmental Systems Research Institute, Inc.)が提供する ArcGISPro(管理局で運用している Ver3.3.0 を使用)とする。なお、20,000 分の1施実図テンプレートは、ArcGISPro で加工・修正できるものとする。

(3) 本業務で改修した 20,000 分の 1 施実図テンプレートの利用方法を記載したマニュアルを作成し、マニュアルを元に森林管理局内にて実技講習(半日程度)を納入期限までに行い、職員が運用できるものとする。

6. 成果品一覧

本業務における納入成果品は以下のとおりとする。

(1) 20,000 分の 1 テンプレート改修業務

① 20,000 分の 1 施実図テンプレート	1 式
② ラベル表示制限抽出ツール (EXCEL 形式)	1 式
③ 外周線処理ツール	1 式
④ 利用マニュアル (PDF 形式及び WORD 形式)	1 式
⑤ 貸与資料	1 式

7. 施工管理

(1) 各作業の工程ごとに、工程管理、精度管理、品質管理を十分に行うものとする。

(2) 図面精度向上における技術支援(業務内で発生した質疑応答、改修したテンプレートを用いた講習＝半日程度)を行い、隣接計画区等の整合性を担保すること。

(3) 貸与を受けた資料・データは厳重な管理を行い、納入後に返納することとし、複製はしないこと。なお、返納時に「貸与品返納書」(別紙 1) に必要事項を記載の上、納入場所へ提出すること。

(4) 編集作業に必要な機器は受注者が用意し、作業環境を構築すること。基本図 GIS データの編集に関する手法の説明については、貸与する実務者マニュアルに代えることとする。

(5) 中間検査及び完了検査後、検査報告書を作成し、提出すること。

(6) 検査員は、完了検査に当たって、当該業務に係わる業務担当員の立会いのもとに検査を行うものとする。なお、検査に当たり必要と認めるときは、受注者又は業務担当員に対して、履行状況や関係資料について事実の説明を求め、修正が必要な場合には修正させることができるものとする。

8. 著作権等の扱い

(1) 成果品に関する著作権は、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権又は所有権(以下「著作権等」という。)は、関東森林管理局が保有するものとする。

(2) 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作権等(以下「既存著作権等」という。)は、個々の著作権等に帰属するものとする。

(3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が該当既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9. 環境負荷低減への取組

受注者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

10. その他

この仕様書又は図式に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、実施する。

国有林野施業実施計画図データ作製要領

1. テンプレート改修調整及びツール作成

基本図 GIS データを使用・展開をするに当たり、施業実施計画図として利用設定を施したテンプレート改修を行なう。なお、調整項目に関する詳細設定を監督職員と協議を行ない、対応すること。貸与する基本図 GIS データは ArcGISPro にて構築されているため、以下の対応するテンプレートとして再設定をおこない、職員による設定の変更調整を可能とすること。

【調整項目】

- 1) ラベル競合回避設定(小班の重複、林道と小班等)
- 2) 面積値による小班情報ラベル制限処理
- 3) 制限処理をした情報を図中に表示する別の罫表ツール作成
- 4) ページクエリ設定
- 5) レイアウトサイズ・図郭情報変更調整
- 6) 保安林・法令等の記号表記設定(彩色・サイズの設定)

2. 国有林野の標定

- (1) 基本図 GIS データの JDG2000 平面直角座標系を基準として当該計画区の展開をおこなう。
- (2) 基本図 GIS データ(貸与資料)を施業図作成用テンプレートにデータ展開後、ラベル設定を行い、小班情報の表示を確保する。小班区画が狭小な微小班に関しての処理は別途8.に記載する。

3. 表示する事項

表示原則は以下(1)～(19)のとおりとするが、調査簿データを統合した基本図 GIS データ属性に内包されていない情報の表示については、監督職員と協議の上決定する。

- (1) 基準点:三角点、図根点の記号及び標高
- (2) 境界点:境界標識記号と名称
- (3) 国有林区画界:森林計画区界、国有林界、林班界、小班界
- (4) 管轄区域界:森林管理局界、森林管理(支)署界、担当区界
- (5) 行政区画界:県界、郡市界、町村界及び名称
- (6) 森林管理局所属道路:林道、作業道、歩道、貸歩道及び名称
- (7) 副記号(所在地記号):森林管理局、森林事務所、森林生態系保全センター、森林技術・支援センター、森林管理(支)署、森林事務所、事業所等の記号及び名称
- (8) 林班の情報:林班番号
- (9) 小班の情報:林種、林相、林齢、法令等の指定、機能類型、施業群、生産群除地等の種別
- (10) 等高線:計曲線、主曲線、変形地記号(崩壊地)、標高数値(計曲線)
- (11) 水部:沢・川、湖沼、海及び名称
- (12) 地形図:国有林区域外に国土地理院の地理院地図を挿入
- (13) 地形図注記:高速道路、国道、有料道路等の名称、主なトンネル、インターチェンジ等付随施設の名称。鉄道路線名、その他
- (14) 図郭線、分図区画線
- (15) 座標系及び担当区 例:第〇〇公共座標 群馬 100～200

(16) 題名

関東森林管理局 ○○森林計画区 ○○森林管理署 国有林野施業実施計画図 ● (全●●)
--

※●は該当図番及び該当計画区の全図葉数を記載

- (17) 凡例、方位、縮尺、策定年度
- (18) 地形図使用承認文書・番号
- (19) 位置図(該当森林計画区全域を表示)

5. 区画線等の表示方法

施実図は、国有林野の森林区画の形状を基本図 GIS データにより正確かつ詳細に表示する。また、民有地については、国土地理院発行の地理院地図を縮尺 20,000 分の1に合わせて表示する。

- (1) 国有林界、林班界、小班界は、基準点及び境界標識記号と重複する箇所以外は間断をしてはならない。
- (2) 縮尺と該当する掲載すべき注記や属性情報面積の関係で、真位置に表示が困難な場合は最小限の転位をして表示をすることができる。その場合、相互の位置関係及び形状を損ねないように注意する。なお、基準点、境界標識及び国有林界は転位をしてはならない。

6. 線種及びポリゴン彩色濃度の区分

基本的に森林図式及び森林計画図面データ(林野庁設定)の表示に準ずるが、より良い提案等がある場合は、着手前に協議するものとする。

7. 注記の表示方法

原則として基本図 GIS データ及びテンプレートにて表示される情報を基に施実図用に調整を行い、以下の表示方法に適合しない箇所が発生した場合は発注者との協議により決定する。

- (1) 注記は横書きを原則とし、周辺の状況を考慮して読みやすい形式で表示する。
- (2) 線状対象物の注記は、その形状に沿って表示する。
- (3) 注記の書体・字大等は、特に指定のあるもの以外は前回図を参考とする。
- (4) 国有林野に関する注記
 - ア. 林班番号: 区域の中心付近に表示する。(小面積の林班で区域内に表示することが困難で隣接した民有地がある場合は、そこに表示する。)
 - イ. 河川(沢)名: 森林基本図に記入のある名称は全て表示する。ただし、基本図 GIS データに無い場合は、発注者と協議の上決定する。
 - ウ. 林道名: 途中分岐・合流のある場合は、各路線区間が明瞭になる位置に表示する。
 - エ. 森林管理署等: 森林管理署等は、真位置に記号を置き、その名称を表示する。

8. 小班情報の表示

施実図作製注記一覧表に基づき、小班名、林況、法指定等を国有林野森林図式に定められた文字記号及び数値に置き換えて表示する。ただし、基本図 GIS データ及びテンプレートに内包、若しくはラベル表示されていない情報の表示については、発注者との協議により決定する。

- (1) 林地
 - ア. 小班名
 - イ. 林種、林齢
 - ウ. 施業群(水源涵養タイプ)

9. 図葉索引

(1) 図葉番号

- ア. 森林管理署名の略称と図葉番号
- イ. 図郭線外の右上方と左下方に表示する。

(2) 担当区名と林班番号

- ア. 当該図葉の担当区名と林班番号
- イ. 図郭線外の左上方と右下方に表示する。

10. 座標の表示

- (1) 原点からの平面直角座標 (Km 表示) を内図郭内側に表示する。

11. 位置図

- (1) 森林計画区又は森林管理署の全域を表示して、各図葉の位置関係を明瞭にする。
- (2) 表示事項は森林計画区界(名)、森林管理局界(名)、森林管理署界(名)、担当区界(名)、国有林区域、施実図番号、主な道路、鉄道、河川等。
- (3) 該当施実図の国有林区域を濃緑色で表示、その他の図葉の国有林は淡緑色で表示する。

12. 凡例及び縮尺、スケール

- (1) 当該事項を表示する。

13. 調製年度

調製年度、樹立年次を表示する。

14. 承認番号

国土地理院の地形図使用承認文書・番号を表示する。